

「九州佐賀国際空港開港20周年ロゴマーク」の利用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「九州佐賀国際空港開港20周年ロゴマーク」(以下「ロゴ」という。)を利用する際に必要な事項を定め、ロゴの利用により、開港20周年を迎えた九州佐賀国際空港の情報を広く発信し、今後のさらなる利用促進につなげることを目的とする。

(ロゴのデザイン等)

第2条 ロゴのデザイン、パターン及び色は別記ガイドラインのとおりとする。

(著作権等)

第3条 ロゴに関する著作権及び利用の承認に係る一切の権利は、佐賀県(以下「県」という。)に属するものとする。

(利用資格)

第4条 ロゴは、次の各号のいずれかに該当する者を除き、何人も利用することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 県の指名停止措置を受けている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、その利用が第1条に規定する目的に鑑みて不適切であると県が判断する者

(利用手続)

第5条 ロゴを利用しようとする者は、あらかじめ「『九州佐賀国際空港開港20周年』ロゴマーク利用申請書」(別記様式第1号。以下「利用申請書」という。)に必要な書類を添えて、空港課に提出し、利用の決定を受けるものとする。

2 空港課は、前項の規定により申請書の提出を行った者(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出(会社概要等)を求められることができる。

3 第1項の規定に関わらず、ロゴの利用が次の各号に該当する場合には、申請書の提出に代えて、口頭での申し出及び利用の決定でロゴの利用を可能とするものとする。ただし、

この場合も、ロゴの利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第8条に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 県の各所属が利用する場合
 - (2) 九州佐賀国際空港活性化推進協議会（以下「協議会」という。）及び、協議会を構成する市町並びに団体が利用する場合
 - (3) 県及び協議会を構成する市町及び団体が後援するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合
 - (4) テレビ、新聞、雑誌、インターネット等のメディアが、報道又は広報の目的で使用する場合
 - (5) 国内旅行社（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者の日本国内の事業所（本社、地区営業本部、支社、支店、営業所））が九州佐賀国際空港を利用する旅行商品の集客促進のために実施する印刷物等で使用する場合
- 4 前三項の規定にかかわらず、ロゴの利用が著作権法（昭和45年法律第48号）第30条から第50条までの規定に定める著作権の制限に該当する場合は、利用申請書の提出を要しない。
- 5 空港課は、第1項の利用申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、当該利用が第1条に規定する目的に沿った利用内容である場合は、受理した日から起算して1週間以内に利用の決定を行うように努めるものとする。利用の決定後、ロゴの使用を承認するときは、「『九州佐賀国際空港開港20周年』ロゴマーク利用承認通知書」（別記様式第2号）により、承認しないときは、「『九州佐賀国際空港開港20周年』ロゴマーク利用不承認通知書」（別記様式第3号）により申請者に通知しなければならない。この場合において、空港課は必要があると認める場合には、ロゴの利用方法その他について、条件を付することができる。
- 6 ロゴの利用期間は、「九州佐賀国際空港開港20周年」である平成30年12月31日までを基本とし、最長で平成31年3月31日までとする。

（利用制限）

第6条 空港課は、前条の規定にかかわらず、申請者のロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴの利用を認めないものとする。

- (1) 九州佐賀国際空港及び県の信用やイメージを損なうおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業又はそ

の広告等に利用される場合

(6) ロゴの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がロゴの立体物と認められない場合

(7) その他、県がロゴの利用が適当でないとは判断する場合

(利用内容の変更)

第 7 条 利用者が利用内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ「『九州佐賀国際空港開港 20 周年』ロゴマーク利用変更申請書」(別記様式第 4 号。以下「変更申請書」という。)を空港課に提出し、変更利用の決定を受けるものとする。

2 空港課は、前項の変更申請書を受理した日から起算して1週間以内に変更の決定を行うように努めるものとする。変更の決定後、ロゴの使用を承認するときは、「『九州佐賀国際空港開港 20 周年』ロゴマーク利用変更承認通知書」(別記様式第 5 号)により、承認しないときは、「『九州佐賀国際空港開港 20 周年』ロゴマーク利用変更不承認通知書」(別記様式第 6 号)により申請者に通知しなければならない。この場合において、空港課は必要があると認める場合には、ロゴの利用方法その他について、条件を付することができる。

(利用者遵守事項)

第 8 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴの利用が第 1 条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること

(2) ロゴの利用にあたっては、利用申請書(第 7 条の規定による変更申請書の提出を行った場合は、当該変更申請書をいう。以下同じ)の内容に限ること。

(3) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、販売物、広報配布物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること

(4) ロゴの利用にあたっては、別記ガイドラインに沿うようにし、その詳細については、空港課と協議すること

(5) ロゴを利用した対象物(以下「利用対象物」という。)の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、空港課が別に指示する

(6) 空港課が行う利用対象物にかかる売上調査その他の照会に応じること

(7) その他各種の法令を遵守すること

(利用料)

第 9 条 ロゴの利用については、無料とする。

(利用の停止等)

第10条 空港課は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴの利用の停止を求めることができる。

- (1) 提出した利用申請書又は変更申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第4条各号又は第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他、ロゴの利用の継続が不相当であると認められた場合

2 空港課は、前項の規定により、ロゴの利用の停止を求める場合は、あらかじめ「『九州佐賀国際空港開港20周年』ロゴマーク利用停止通知書」(別記様式第7号。以下「停止通知書」という。)により通知するものとする。

3 前項の規定により停止通知書を受けた者は、利用対象物に停止の日からロゴを利用することはできない。

4 空港課は、停止通知書を受けた者に対して、停止を受けた利用対象物について回収等の措置を請求することができる。

5 空港課は、前三項の規定によるロゴの利用の停止により生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 空港課は、停止通知書を受けた者が、その通知後に新たに提出した利用申請書について、必要と認める期間受理しないものとする。

7 前項に定める空港課が必要と認める期間は、停止の日から起算して、最短1ヶ月、最長でロゴの利用期限と定める平成31年3月31日までとする。

(申請の取下げ)

第11条 利用者は、「『九州佐賀国際空港開港20周年』ロゴマーク利用取下げ申請書」(別記第8号)を空港課へ提出することで、ロゴの利用を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第12条 この要領によるロゴの利用は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではなく、また、利用者又は利用対象物について県が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第13条 空港課は、利用者がロゴを利用したことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによ

って生じた損害を賠償しなければならない。

- 4 空港課は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を求めるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

- 第14条 空港課は、ロゴの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、ロゴの利用状況及び停止状況について情報を公開することができる。

(事務)

- 第15条 この取扱要領に関する事務は、佐賀県地域交流部空港課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年3月7日から適用する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

佐賀県 空港課長 宛

申請者 住 所
会社名

(ふりがな)

代表者名

印

「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用申請書

下記のとおり、「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークを利用したいので、申請します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用方法
- 3 利用期間
- 4 担当者連絡先
- 5 その他

添付資料:「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの掲載レイアウト等(様式自由)

裏面あり

(記載要領)

申請に当たっては、以下の誓約を確認の上、 にしを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。この様式に記載された個人情報は、この申請に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

自己又は自社の役員等が、本要領第4条第1項第2号から第4号のいずれにも該当する者ではありません。

- * お預かりした個人情報(担当者名等)は、この申請に係る事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。

(様式第2号)

空第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県 空港課長

「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用については、下記の条件を付して利用を承認します。

記

利用承認の条件

- 1 利用目的、方法等は、「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用申請書記載内容及び掲載レイアウトのみとする。
- 2 利用内容に変更が生じた場合は、再度申請すること。
- 3 利用承認取消通知があった場合は、直ちに使用を中止すること。

(様式第3号)

空第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県 空港課長

「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用については、「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用に関する取扱要領の規定により、承認しないこととしましたので通知します。

記

不承認の理由

(様式第4号)

平成 年 月 日

佐賀県 空港課長 宛

申請者 住 所
会社名
(ふりがな)
代表者名 ⑩

「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用変更申請書

下記のとおり、「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用について内容の変更をしたいと思います、申請します。

記

1 変更内容

(変更する内容に を付けること)

ア．利用目的

イ．利用方法

ウ．利用期間

エ．担当者連絡先

オ．その他

2 変更前内容

3 変更後内容

必要に応じて変更内容の分かる資料を提出すること

(様式第5号)

空第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県 空港課長

「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用変更承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用変更については、下記の条件を付して利用を承認します。

記

利用承認の条件

- 1 利用目的、方法等は、「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用変更申請書記載内容及び掲載レイアウトのみとする。
- 2 利用内容に変更が生じた場合は、再度申請すること。
- 3 利用承認取消通知があった場合は、直ちに使用を中止すること。

(様式第6号)

空第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県 空港課長

「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用変更不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用変更については、「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用に関する取扱要領の規定により、承認しないこととしましたので通知します。

記

不承認の理由

(様式第7号)

空 第 号
平 成 年 月 日

様

佐賀県 空港課長

「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマーク利用停止通知書

平成 年 月 日付で届け出のあった「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用については、「九州佐賀国際空港開港20周年」ロゴマークの利用に関する要領第10条の規定により、利用の停止を求めます。

記

停止を求める理由

(様式第8号)

佐賀県 空港課長 宛

申請者 住 所
会社名
(ふりがな)
代表者名

印

「九州佐賀国際空港開港 20 周年」ロゴマーク利用取下げ申請書

平成 年 月 日付で申請した「九州佐賀国際空港開港 20 周年」ロゴマークの利用については、下記の理由により取下げます。

記

取下げ理由